

みやぎっこ応援隊登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域で子育て支援活動に取り組む団体又は個人により組織する「みやぎっこ応援隊」(以下「応援隊」という。)に登録するための手続等について、必要な事項を定めるものである。

(登録対象)

第2条 応援隊の登録の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす団体又は個人とする。

- (1) 宮城県内で子育て支援活動を実施していること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。
- (3) 活動内容が、法令又は公序良俗に反しないこと。
- (4) 活動内容が、営利を目的としないこと。
- (5) 活動内容に、暴力行為、迷惑行為その他社会通念上非難を受ける行為を伴うおそれがないこと。
- (6) 当該団体の全構成員又は当該個人が、暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第3号に掲げる暴力団員に該当しないこと。また、暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (7) 県ホームページ等における活動内容の公表に同意すること。

(登録の申請)

第3条 前条各号の要件を満たし、応援隊への登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、様式第1号及び様式第2号を県に提出するものとする。

(登録の通知)

第4条 県は、前条の申請があったときは、その内容を審査した上で、審査の結果を登録希望者に対して様式第3号により通知するものとする。

(変更の申請)

第5条 応援隊として登録した者(以下「登録者」という。)が登録内容を変更するときは、様式4号を県に提出するものとする。

(登録期間)

第6条 応援隊としての登録期間は1年間とし、以降、自動更新とする。

(登録の取消)

第7条 登録者がその登録を取り消すときは、様式第5号を県に提出するものとする。

2 県は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって登録を受けたと判明したとき。

(事故等に関する免責)

第8条 県は、登録者の活動中に発生した事故等については、その責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他「応援隊」にかかる必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。